

## Ⅶ. 新NACCS掲示板について

### Ⅶ-1. 新NACCS掲示板について

第6次NACCS更改にあわせて、次期NACCS掲示板を平成29年6月5日（月）から提供を開始します（以下「新NACCS掲示板」という。）。総合運転試験期間中における各種お知らせ、コード集、第6次NACCSパッケージソフトのダウンロード等については、同掲示板をご利用ください。基本的には、現行NACCS掲示板と同等のデザインとなりますので、利用方法等が大きく変わることはありません。

なお、現行NACCS掲示板については、NACCS更改日までは従前どおり提供いたしますので、現行NACCSに係る各種お知らせ等については、引き続き現行の掲示板をご利用ください。現行NACCS掲示板については、平成29年10月更改日をもって閉鎖いたしますが、閉鎖後一定期間、現行の掲示板URLにアクセスした場合に、新NACCS掲示板URLにジャンプする機能を設けます。

新NACCS掲示板のURLは決定次第、現行NACCS掲示板の到着情報（お知らせ）にて公表します。

また、新NACCS掲示板の掲載内容は確定版では無いため、ご留意いただきますようお願いいたします。

区 分	新NACCS掲示板のURL	(参考) 現行NACCS掲示板のURL
一般用（インターネット経由）	決定次第、現行NACCS掲示板の到着情報（お知らせ）にて公表します。	<a href="http://www.naccscenter.com">http://www.naccscenter.com</a>
NACCS利用者用（netNACCS/WebNACCS）		<a href="https://www2.naccscenter.com">https://www2.naccscenter.com</a>
NACCS利用者用（専用回線、ブロードバンド回線経由）		<a href="http://10.225.18.10">http://10.225.18.10</a>

#### <注意>

現行NACCS掲示板で提供している「運転状況メール配信サービス」の利用登録をされている場合は、当該登録内容を新NACCS掲示板に自動的に移行いたします。

（ただし、**平成29年4月7日まで**に、現行掲示板に登録されている場合に限りです。**同日を過ぎて登録した場合は移行がされません**ので、改めて新NACCS掲示板で登録する必要があります。）

netNACCS及びWebNACCSの利用についてはデジタル証明書の取得を必須とさせていただきますが、利用者様に配布したデジタル証明書が、適正に利用されていない状況が散見されます。具体的には、以下の二つのケースが該当します。

1. netNACCS端末を申込みし、デジタル証明書が配布されているが、実際利用する端末で取得していない。
2. デジタル証明書の有効期限が切れているにもかかわらず、再発行手続きを行っていない。

1. につきましては約6,500枚、2. につきましては約5,000枚（平成28年7月現在）に及んでいます。また、2. につきましては再発行手続きを行わずに、余分に申込みをした証明書を新規に取得している状況もございます。

つきましては、デジタル証明書の使用状況を確認いただき、1. 又は2. に該当する証明書を持っている場合には、速やかに以下の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

【1. に該当するデジタル証明書がある場合】

**速やかに利用する端末で証明書を取得してください。** 利用する予定が無い場合は、緊急時に取得するための証明書分を除いて、不要となるnetNACCS端末の廃止手続きをNSSにより行ってください。

【2. に該当するデジタル証明書がある場合】

**速やかに証明書の再発行手続きを行ってください。** 利用する予定が無い場合は、緊急時に取得するための証明書分を除いて、不要となるnetNACCS端末の廃止手続きをNSSにより行ってください。

※NSSでの手続き方法：[http://www.naccscenter.com/\\_files/00095150/12\\_nethaishi1.pdf](http://www.naccscenter.com/_files/00095150/12_nethaishi1.pdf) (netNACCS端末廃止)  
[http://www.naccscenter.com/\\_files/00069397/digital\\_saihakkou.pdf](http://www.naccscenter.com/_files/00069397/digital_saihakkou.pdf) (デジタル証明書再発行)

本件につきましては、下の参考のとおり「システム利用規程第30条（デジタル証明書の取得）」に規定がございますので、規程に則り、デジタル証明書の適正な管理・運用を行っていただきますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

【参考】システム利用規程第30条（デジタル証明書の取得）

第30条 インターネット接続の場合において、第22条第1項の承諾が行われた後、システム利用契約者は速やかにデジタル証明書を取得するものとする。

- 2 会社は、次の各号に該当する場合には、システム利用契約者に対し、必要な措置を講ずることを指示することができる。
  - (1) システム利用契約者が利用開始日から2月を経過してもデジタル証明書を取得しない場合
  - (2) システム利用契約者がデジタル証明書を取得した後、当該デジタル証明書の有効期限を1月を経過しても更新手続きを行わない場合
- 3 前項の規定により会社が指示した必要な措置を講じない場合は、会社は付与したデジタル証明書の利用を停止することができる。
- 4 会社は前項の規定によりデジタル証明書の利用を停止しようとする場合には、あらかじめ書面により通知するものとする。